

# 2

## 食の安全への新たな取り組み（リスク分析）

平成13年～14年に起きたBSE問題や偽装表示問題など、相次ぐ食品の安全に対する国民の不安や不信が高まる中、食品の安全の確保のための施策を充実させ、国民の健康の保護の向上を図ることが喫緊の課題となりました。こうした課題に応えるため、平成15年に食品安全基本法が制定されるのに合わせて、食品衛生法及び健康増進法も一部改正され、新しい食品安全の取組が始まりました。

新たな食品安全行政は、国民の健康の保護を確保するためには、国民が危害にさらされる可能性がある場合、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にすることが重要という、国際的にも認められた「リスク分析」という考え方を基本としています。

食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であること等の基本理念を定め、国、地方自治体及び食品関連事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針として、①内閣府に設置する食品安全委員会が科学的知見に基づく食品健康影響評価（リスク評価）を行い、その結果に基づき関連行政機関がリスク管理を実施すること、②施策の策定に当たり、関係者相互間の情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）を行うこと等が規定されました。また、食品衛生法は、その目的を従来の「公衆衛生の向上と増進」から「食品の安全確保を通じて国民の健康保護を図る」ことへと改めました。こうして、食品安全対策は、関連行政機関の連携を密にし、食品等事業者や消費者も含めた厚みのある食品安全体制を構築し、国民の健康の保護に踏み込んだ積極的な対策を講ずる方向へと、その在り方を一新しました。この新しい体制において厚生労働省は、リスク管理機関として食品の安全のための施策に取り組んでいます。

### リスク分析手法の導入

- **リスク分析とは、国民の健康の保護**を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、**可能な範囲で事故を未然に防ぎリスクを最小限にするためのプロセス**
- **リスクとは、食品中に危害要因（有害化学物質、微生物等）が存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能性とその程度**
- **リスクコミュニケーションとは、**リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者の間の**リスクとリスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向の交換**。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含む。

### 食の安全への新たな取り組み（リスク分析）

#### リスク評価

##### 食品安全委員会

- ・ リスク評価の実施
- ・ リスク管理を行う行政機関への勧告
- ・ リスク管理の実施状況のモニタリング
- ・ 内外の危害情報の一元的な収集・整理
- ・ リスクコミュニケーション全体の総合的マネージメントの実施 等

食品安全基本法

#### リスク管理

##### 厚生労働省

- ・ 検疫所
- ・ 地方厚生局
- ・ 地方自治体
- ・ 保健所 など

食品の衛生に関するリスク管理  
食品衛生法等

##### 農林水産省

- ・ 地方農政局
- ・ 消費技術センター など

農林・畜産・水産に関するリスク管理

農薬取締法  
飼料安全法等

#### リスクコミュニケーション

- ・ 食品の安全性に関する情報の公開
- ・ 消費者等の関係者が意見を表明する機会の確保